



2022年11月8日

各 位

会社名 三 洋 貿 易 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 新 谷 正 伸
(コード番号：3176 東証プライム市場)
問合せ先 管 理 部 門 担 当 取 締 役 白 井 浩
(電話番号：03-3518-1111)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2022年11月8日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である者を除きます、以下「対象取締役」といいます。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2022年12月22日開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的等

(1) 本制度導入の目的

本制度は対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、現行の株式報酬型ストックオプション制度に代え、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）を割当てするための報酬制度を導入するものです。

(2) 本制度導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与の為に金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

取締役の報酬等の限度額は2019年12月19日開催の第73期株主総会において、年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。）として、また、2015年12月17日開催の第69期株主総会において、上記報酬等の額とは別枠として、取締役（社外取締役および監査等委員である者を除きます。）に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額20百万円以内としてご承認いただいております。

本株主総会では、本制度を新たに導入し、従来取締役の報酬額とは別枠で対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬枠を設定することにつき、株主の皆様のご承認をお願いする予定です。

なおこれに伴い、本制度の導入に関する議案が本株主総会で承認可決されることを条件に、対象取締役に対する株式報酬型ストックオプションの報酬を廃止することとし、今後、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割当ては行わない予定です。

(すでに付与済みの株式報酬型ストックオプションは残存します。)

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、譲渡制限付株式の発行または処分を受けることとなります。

対象取締役に対して支給される報酬総額は、現行の報酬額とは別枠で年額20百万円以内とし、本制度により発行または処分される当社普通株式の総数は年2万株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行または処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

本制度により発行または処分される譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役もしくは執行役員いずれの地位からも退任するまでの期間としております。

対象取締役への具体的な支給時期および配分については、当社取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

（ご参考）

本定時総会において本議案についてご承認をいただいた場合には、当社の執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式を割当てする予定であります。

以上